

台北市日本工商会会則

民国98年4月28日総会決議修正

台北市日本工商會會則

第一章 總 則

第二章 任 務

第三章 會 員

第四章 組織及び職權

第五章 會議及び集會

第六章 會 計

台北市日本工商會會則

2000年4月25日修正

2001年4月25日修正

2001年7月 6 日修正

2006年4月21日修正

2006年9月 1 日修正

2007年4月24日修正

2009年4月28日修正

第一章 總 則

第一條

本會は「台北市日本工商會」と稱す。

第二條

本會は人民團體法に基づき設立した社會團體であり、營利を目的としない。

第三條

本會は台北市に事務所を置く。

第二章 任 務

第四條

本會は會員の業務上の便宜を増進し、相互の親睦を図ると共に、日華親善並びに兩國間の貿易、經濟合作の發展に寄与することを目的とする。

第五條

本會は前條目的を達成する為、必要と認められる事業を行う。上記の事業を具体的に推進する為、部會及び委員會を置くことができる。

第六条

本会は営利を目的とした事業、或いは特定の個人、法人その他の団体の利益を目的とした事業を行わない。

第三章 会 員

第七条

本会会員は次の通りとする。

(一) 法人会員

台北市に住所を有する日本法人の支店・事務所・事業所並びに日本人が役員として常勤する日系資本参加法人、または日本人が役員として常勤しない法人で日系資本参加が原則50%を超える法人で、届出をし理事会の承認を得たものを法人会員と言う。

本会の法人会員に所属する日本人で法人会員の代表者により届出られたものを正会員と言ひ、第一号正会員及び第二号正会員に区分する。ただし前項日本人が役員として常勤しない法人で日系資本参加が原則50%を超える法人に限り、その法人の代表者は国籍によらず正会員となることができる。

(1) 第一号正会員

法人会員の代表者は第一号正会員になると共に、次に定める基準に従ひ、第一号会員を指定する。

第一号正会員数の基準

法人会員所属正会員数

2名迄

第一号正会員数

1名

4名迄	2名
7名迄	3名
10名迄	4名
15名迄	5名
20名迄	6名
21名以上	7名

(1) 第二号正会員

法人会員に所属する日本人で、第一号正会員以外のものを第二号正会員と称する。

(二) 準会員

法人会員以外に所属する日本人で、届出をし理事会の承認を得たものを言う。

(三) 特別会員

財団法人交流協会台北事務所に所属する日本人で、事務所代表者により届出られ、理事会の承認を得たものを言う。

第八条

会員は本会が行う行事、集会に参加することが出来る。参加方法について別途定める。

第一号正会員は議決権・選挙権・被選挙権及び罷免権を有し、各第一号正会員は一権利を行なう。

第二号正会員・準会員及び特別会員には前項の権利がない。

第九条

会員は会則を遵守し、総会の議決事項に従わなければならない、及び会費を納める義務を有する。会員が会費を満3ヶ月未納し、書簡により納付を催促され3ヶ月を過ぎてなお履行しないとき、理事会の決議により、権利停止処分をすることができ、各種会議の参加、理事・監事に当選及び団体内の一切の権益を享受することができない。

第十条

会員がその資格を喪失し、又は第二十四条第一項第二号により除名処分を受けた場合は退会する。

法人会員、準会員、又は特別会員が任意に退会を希望する場合は、理事会に届出るものとする。

会員が出会又は退会したとき、既に納付した各種費用は返還しない。

第四章 組織及び職権

第十一条

本会の総会は最高権力機構で、理事会は執行機構、且つ総会閉会期間にその職権を代行する。監事会は監査機構である。

第十二条

総会の職権は下記の通りとする：

- (一) 会則の制定及び修正。
- (二) 理事・監事の選挙及び罷免。
- (三) 入会費、年会費及び寄付金金額と方式の決議。
- (四) 年度事業計画・報告及び予算・決算の決議。

- (五) 会員除名処分の決議。
- (六) 財産処分の決議。
- (七) 団体の解散の決議。
- (八) 会員権利義務に関わる重大事項の決議。

第十三条

本会役員は理事廿一名・監事三名とし、役員の選挙は無記名連記式により総会において会員が行い、任期を一年とし再任を防げないものとする。理事長の再任は一回のみとする。

理事・監事の当選順位は、得票数の多寡により序列とし、票数が同じのときは、抽選により定める。

第十四条

本会の理事は理事会を組織し、無記名連記式により常務理事三名を選出し、更に理事が常務理事の中から理事長一名を選出する。

第十五条

理事長は本会を代表すると共に会務を総理し、又、総会、例会及び役員会の議長となる。

理事長に事故の為職務執行が出来ない時は常務理事一名を指定の上これを代行する。

第十六条

本会理事会の職権は次の通りとする。

- (一) 総会開催事項の決議。
- (二) 会員資格の審査。

- (三) 常務理事・理事長の選挙及び罷免。
- (四) 常務理事・理事長の辞職の決議。
- (五) 会務職員の任免。
- (六) その他執行すべき事項。

第十七条

本会監事の職権は次の通りとする。

- (一) 理事会会務執行の監査。
- (二) 年度決算の審査。
- (三) 監事の辞職の決議。
- (四) その他監査すべき事項。

第十八条

理事・監事は無給職とする。

第十九条

理事・監事に以下事情の一つがあるとき、解任するものとする。

- (一) 会員資格を喪失したとき。
- (二) 辞職、理事会又は監事会が同意の決議をしたとき。
- (三) 罷免又は撤免されたとき。
- (四) 権利停止処分を受けた期間が任期の二分の一を超えるとき。

第二十条

本会には総幹事一人、その他職員若干名を置き、理事長がそれを推薦し役員会の承認後に任命すると共に主管機関に報告して、主管機関はその報告書を保管する。解雇の場合も同じ。

第五章 会議及び集会

第二十一条

総会は定期会議と臨時会議の二種類とし、理事長が招集する。招集するときは15日前に書面により通知するものとする。

定期会議は毎年四月に一回、臨時会議は役員会が必要と認める、又は第一号正会員総数の五分之一以上の要求を経たとき、又は監事会が書簡により招集を請求するとき、理事長が招集する。但し、本会が法人登記を行った後、第一号正会員総数の十分の一以上の請求がある場合は、会議の目的及び招集理由を表明し、招集を請求するとき、理事長がこれを招集するものとする。

第二十二条

第一号正会員は自ら総会に出席することができないとき、書面によりその他の第一号正会員に代理を委託することができ、各第一号正会員は一人を限度として代理する。

第二十三条

総会の決議は、第一号正会員総数の過半数の出席を以って、出席人数の過半数、又は多数の同意を要する。

第二十四条

次の事項の決議は、総会の出席人数の三分の二以上の同意を要する。

- (一) 会則の制定と変更。
- (二) 会員の除名。
- (三) 理事・監事の罷免。

(四) 財産の処分。

(五) 本会の解散。

(六) その他会員の権利義務に係る重大事項。

但し、本会が法人登記を行った後、本会が会則を変更する決議は、全第一号正会員の過半数の出席があり、出席した第一号正会員の四分の三以上の同意、又は全第一号正会員の三分の二以上の書面による同意がなければならない。本会の解散は、随時全第一号正会員の三分の二以上の可決によりこれを解散することができる。

第二十五条

役員会は定例役員会、及び臨時役員会とする。必要の場合は合同理・監事会を開催することが出来る。理事・監事は自ら役員会に参加する必要で、他人に代理を委託することは出来ない。

(一) 定例役員会は理事長の招集により毎奇数月、及び4月に開催する。

(二) 臨時理事会は次の場合に理事長が招集する。

1. 理事長が必要と認めるとき。
2. 五名以上の理事による請求がある時。

(三) 臨時監事会は監事が必要と認める時に招集する。

第二十六条

役員会は理・監事総数の過半数の出席により成立し、役員会の議決は有効に成立した役員会における出席理・監事の過半数の賛成による。但し、議決が同数になった場合議長の裁決に委ねる事とする。

第二十七条

本会は会員相互の親睦と意思疎通を図る為、原則として月一回（第一金曜日、但し当日が祝祭休日に当たる場合は第二金曜日）例会を開催し、法人会員所属の第一号会員の数以内で第一号・第二号会員が参加する権利を有すると共に、理事長の同意を得てゲストを出席させることが出来る。

第 六 章 会 計

第二十八条

本会の収入は入会金・会費・寄付金・基金・利息及びその他とし、入会金、及び会費は法人会員及び準会員が納付するものとする。
金額、及び納付の方法は次の通りとする。

(一) 入会金

入会時に納付し、又退会の場合返却しない。

法人会員：新台幣4000元

準 会 員：新台幣2000元

(二) 会 費

一年分前納。但し途中入会—退会の場合は月割りで会費を徴収—返却する。一ヶ月未満の場合は徴収—返却しない。

法人会員：第一号正会員一名につき月額新台幣2,500元

準 会 員：月額新台幣1,250元

第二十九条

本会の会計年度は毎年1月1日より始まり、同年12月31日迄とする。

第三十条

会計の予算・決算は理事会の決定をえてそれぞれ総会の承認を得なければならない。尚、決算については、総会の承認前に監事の監査を受けなければならない。

予算・決算は主管官庁に報告するものとする。

第三十一条

本会の解散後の余剰財産については本会所在地自治団体或いは主管機関指定の機関団体に帰属するものとする。

第三十二条

本会則は総会の議決を得て主管官庁に報告し、許可取得後之を施行する。修正の時も、又同じ。